

代理受領制度について

～令和5年度よりご利用可能となりました～

代理受領制度とは

申請者からの委任により、耐震補強工事施工者が代理で補助金を受領する制度です。
この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金額の差額（自己負担分）のみを耐震補強工事施工者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

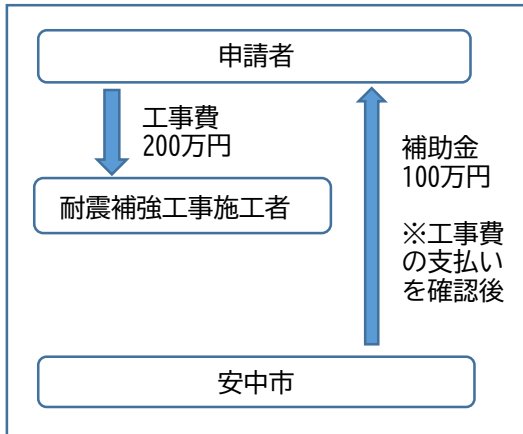
代理受領制度のイメージ

通常は200万円の資金調達が必要ですが、代理受領制度を活用すると申請者から耐震補強工事施工者に支払う200万円のうち100万円の補助金額が安中市から耐震補強工事施工者に支払われますので、資金調達は100万円で済みます。

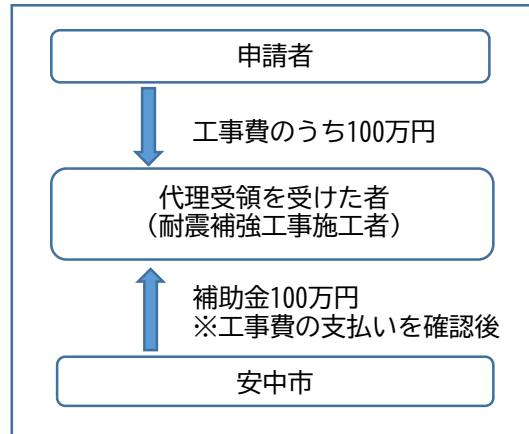
例) 200万円の耐震補強工事を行い、100万円の補助金を受ける場合のイメージ図です。

※耐震補強工事の工事監理者と工事施工者が同一の事業所の場合です。

通常



代理受領制度



※どちらの制度を利用するかについては、申請者による選択が可能です。

申請者の費用負担

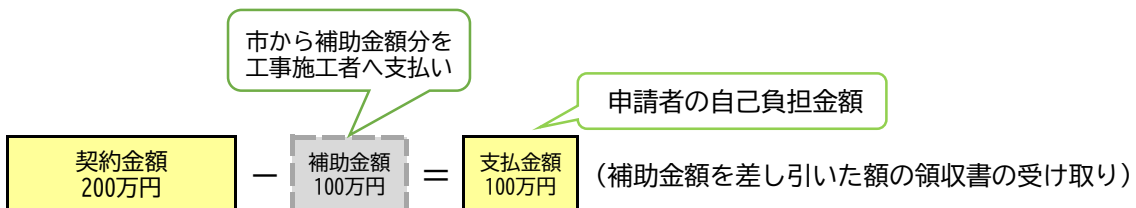
通常

200万円

代理受領制度

100万円 補助金額100万円分

申請者の用意する費用負担の軽減が可能



耐震補強工事施工者へ契約金額から補助金額を差し引いた額を支払い、補助金額を差し引いた額の領収書を受け取ります。

※代理受領制度を利用する場合は、耐震補強工事施工者への支払い（補助金分）が遅れるため、耐震補強工事施工者の理解が必要です。